

重要

解体業者の皆さまへ



エアバッグ類回収業務

再確認願います！！

- ✓ エアバッグ類全回収のために詳細情報を確認していますか？
- ✓ 車台番号は、大きくはっきりと記入していますか？

平素は、エアバッグ類の適正処理にご尽力いただき、ありがとうございます。
 昨今、サイド・カーテン等の特定部位が回収されず、車台に残ったまま後工程に引き渡されていると思われる事案が発生しています。このような事案は**解体業者の再資源化実施義務等（法第十六条三項）違反**となる可能性があります。
 必ず、電子マニフェストシステム【車台詳細情報】を活用し、**装備部位・個数を確認した上で**、全回収をお願いします。

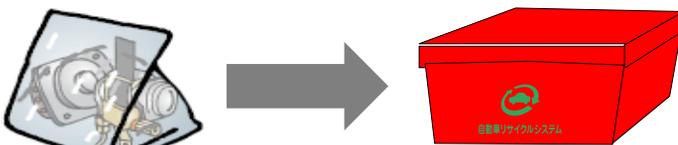
① 車台詳細情報にて 装備個数・部位を確認



車台番号
TN35-561702

詳細

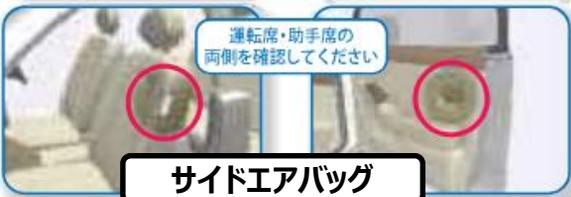
② エアバッグ類をすべて回収



◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報
 （「※」はオプション装着の可能性がありますので、現車をご確認ください）

運転席	1	ニー	1
助手席	1		
サイド	2		
カーテン	4		
ブリテン	2		

例：未回収が多い部位



運転席・助手席の
両側を確認してください

サイドエアバッグ



カーテンエアバッグ

・荷札には【**末尾4桁** or 車台番号全桁】を判別可能な文字で記入をお願いします。



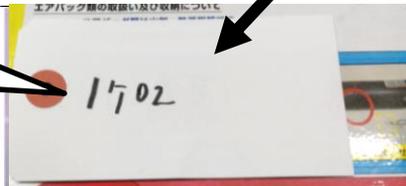
車台番号：TN35-56**1702**

1

大きく
はっきり

✗

小さい
かすれ





※文字が判別できない場合、ケース返却等の運搬費相当分を請求する可能性がありますので
 ご注意ください。